

令和5年度 杉並区居住支援協議会事業概要

1 居住支援協議会運営

居住支援協議会の円滑な運営のための本部会の開催や、専門部会(障害者専門部会等)の開催、住宅確保要配慮者の居住支援に関するセミナーを開催する。

2 高齢者等アパートあっせん事業

取り壊し、立ち退きの要求等により、新たにアパートを探している住宅確保要配慮者に対し入居支援制度に協力している不動産店の紹介や住宅に関する情報提供を行う。また、支給要件に合致した場合は、仲介手数料の一部助成を行う。

3 高齢者等入居支援事業

(1)家賃等債務保証

民間賃貸住宅への入居、又は更新の際に、民間の保証会社を利用した住宅確保要配慮者に対し、その保証料の一部を助成する(支給要件あり)。

(2)見守りサービス

民間賃貸住宅に入居する高齢者(単身)を対象に、週1回、民間事業者から電話による安否確認を行う。

(3)葬儀の実施及び残存家財等の撤去

親族等がない民間賃貸住宅に入居する高齢者(単身)及び障害者(単身)が死亡した場合、親族に代わり葬儀の実施や残存家財等の片づけを行う(希望者は、杉並区社会福祉協議会への申込み及び預託金の支払いが必要)。

4 高齢者等賃貸住宅改修助成事業

アパートの所有者が、高齢者や障害者が住みやすいようにバリアフリー改修を実施した場合、費用の一部を助成する。